

鳥取県告示第105号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年2月21日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

指定区域	埋立地の区分
西伯郡大山町加茂字渡り道2399（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第2号
米子市淀江町小波字金屋谷427外（次の図のとおり）	〃
米子市淀江町小波字河原田473外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第1号
境港市昭和町27-1（次の図のとおり）	政令第13条の2第2号
米子市淀江町西尾原字下大塚199外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第2号
米子市淀江町小波字西灘浜1099-1（次の図のとおり）	〃
西伯郡大山町加茂字伊屋崎2090-12（次の図のとおり）	〃
西伯郡南部町鶴田字上原田899外（次の図のとおり）	政令第13条の2第1号
西伯郡大山町赤松字下六尋口609-1外（次の図のとおり）	〃
米子市尾高字案事原-2581-9（次の図のとおり）	〃
西伯郡日吉津村大字日吉津1866-13（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第2号
西伯郡南部町法勝寺字新宮谷22-1（次の図のとおり）	〃
日野郡江府町大字貝田字河原1097-4（次の図のとおり）	〃
西伯郡大山町大塚字上河原1104（次の図のとおり）	〃

備考 この表において「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、「省令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県西部総合事務所生活環境局に備え置いて縦覧に供する。）